

平成 24 年 2 月 27 日 全国児童福祉主管課長会議資料

**平成 24 年度以降の「子どものための手当」
Q & A**

平成 24 年 2 月 27 日（月）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課子ども手当管理室

平成 24 年度以降の「子どものための手当」

Q & A

- 本 Q & A は平成 24 年 1 月 27 日に国会に提出された「児童手当法の一部を改正する法律案」での取扱いについて説明したものです。今後、国会での議論などを踏まえ、本 Q & A の内容に変更があり得ます。
- 「児童手当法の一部を改正する法律案」による改正後の児童手当法（子どものための手当の支給に関する法律）に基づき、平成 24 年度以降に支給される手当について、本 Q & A においては単に「子どものための手当」と表記します。

【申請・認定・支給】

問1 現行の子ども手当の支払を一時差し止められている方については、「子どものための手当」のみなし認定の対象とはならない（※H24.1.27 Q & A 問 2）とのことですが、当該者から 4 月に申請があった場合は、5 月分からの支給となるのでしょうか。

（答）

お見込のとおりです。所要の届出等を行っていないことにより、子ども手当が一時差し止めとなっている方については、のみなし認定の対象となりませんので、所要の届出等を 3 月末までに速やかに行うよう促してください。

問2 平成 24 年 3 月 31 日をもって中学校卒業により支給対象ではなくなる子どもがいる現行の子ども手当受給者について、消滅処分又は額改定処分を行う必要はありますか。

（答）

- ご照会のケースについては、消滅処分又は額改定処分を行う必要はなく、これに伴う支給事由消滅通知や額改定認定通知を行う必要もありません。
- ただし、6 月の支払期の支払にあたって、「子どものための手当」の支給対象となる子ども数や支給額をお知らせするなど、受給者が支給額等について理解できるよう、配慮をお願いします。

問3 平成 24 年 6 月支払期は、2、3 月分の特別措置法に基づく「子ども手当」と 4、5 月分の「子どものための手当」が支払われることとなりますが、支払通知は 1 通にまとめて通知して差し支えないですか。

（答）

2、3 月分の「子ども手当」と 4、5 月分の「子どものための手当」の支払通知書を 1 つにまとめて通知しても差し支えありません。その際、4 月から手当額が変わる方については、現行の子ども手当分と「子どものための手当」分に分けて支給額を記

載するなど、受給者が支給額等について理解できるよう、配慮をお願いします。

問4 子どもと別居している方から平成24年4月に新規の申請があり、新規申請時の添付書類として子どもの属する世帯全員の住民票の写しを添付してもらった場合、6月の現況届時の当該添付書類の提出は不要の取扱いで差し支えないですか。

(答)

現況届の際は、改めて添付してもらうこととしてください。

問5 平成23年度特別措置法で新たに設けられた要件による認定にあたり、子ども手当の申請時に提出してもらった以下の添付書類について、平成24年6月の現況届の際に改めて提出してもらう必要はありますか。

- ① 父母指定者が申請時に提出した「父母指定者指定届受領証」や父母等の居住証明書等
- ② 子どもの国外居住要件の例外となる「留学」に該当する子どもについて、受給者が申請時に提出した申立書及び留学の事実を証明する書類（在学証明書等）
- ③ 未成年後見人が申請時に提出した申立書及び戸籍抄本の写し
- ④ 「同居優先」により認定された方が申請時に提出した申立書及び離婚協議中であることを明らかにできる書類

(答)

- ①について、父母指定者指定届受領証の提出は不要ですが、父母等の居住状況がわかる書類（居住証明書等）や子どもが別居している場合は当該子どもの状況がわかる書類（別居している子どもにかかる全寮制の学校の寮の入寮証明書等）を現況届時に改めて提出してもらうこととなります。
- ②の「留学」の申立書及び留学の事実を証明する書類は現況届時に改めて提出してもらうこととなります。
- ③の未成年後見人にかかる申立書及び戸籍抄本の写しは現況届時に改めて提出してもらうこととなります。
- ④について、申立書は現況届時に改めて提出してもらうこととなりますが、離婚協議中であることを明らかにできる書類は省略して差し支えありません。

問6 みなし認定された受給者については、施行日（平成24年4月1日）時点の被用者・非被用者区分により4月、5月分を支給するとのことですが（※H24.1.27Q & A問8）、施行日現在の区分は現行の子ども手当の申請時の区分として差し支えないですか。

(答)

差し支えありません。

問7 「子どものための手当」でも被用者・非被用者の区分を把握する必要があるとのことですが、費用負担の構成が異なるのは3歳未満の子どもがいる場合だけなので、子

どもが全て3歳以上の方については、認定請求時や現況届時に健康保険証の写し等による区分の確認は不要と考えてよいですか。

(答)

- 今般の法案では、費用負担を算定する際の被用者・非被用者の区分は認定請求時又は現況届時（毎年6月1日）の区分を用いることとしています。
- 3歳以上の子どものみの受給者であっても、認定請求や現況届を提出した以降に新たに子どもが出生したことにより3歳未満の子ども分の受給者となることも考えられ、その際は認定請求時又は現況届時の区分を把握している必要があることから、3歳未満の子どもがいない方についても、被用者・非被用者の区分を確認する必要があります。

問8 父母のいずれかが単身赴任により子どもと別居している場合で、別居後も父母と子どもに生計同一関係がある場合、必ずしも同居する者ではなく、別居している者が生計を維持する程度が高ければ、当該別居している者を認定する取扱いでよいですか。

(答)

お見込のとおりです。

問9 婦人保護施設等に母子が入所している場合、当該母は婦人保護施設等の所在地で申請することとなりますか。

(答)

原則として当該母の住民基本台帳上の住所地の市町村に対して申請することとなりますが、DV被害者であって、住民票の移動ができないことにやむを得ない理由がある場合には、現実の居住地（婦人保護施設等の所在地）の市町村で申請することも可能とします。

問10 平成24年5月に子どもが出生したことなどにより認定請求する方については認定請求書に所得の状況を記載してもらおうのでしょうか。また、このような方については、6月の現況届の提出は省略して差し支えないですか。

(答)

- 5月に認定請求し、6月分からの支給として認定される方については、現況届の提出は不要としますが、認定請求書に前年の所得を記載していただくこととなります。
- また、平成24年1月1日以降に他の市町村から転入してきた方については、前住所地の市町村からの所得証明書の添付を求めることとなります。その際、認定請求時に所得証明書の添付がなかった場合でも、いったん請求を受け付け、後日所得証明書を提出するようご案内してください。

問11 転出予定日が6月中である方については、転出前の住所地に対して現況届を提出することとなりますか。

(答)

現況届はその年の6月1日現在の住所地の市町村へ提出することとなりますので、例えば転出予定日が6月1日である方については、転出前の住所地の市町村へ提出することとなります。

問12 中学校卒業により来年度以降支給対象ではなくなる子ども分の2、3月分の子ども手当については随時払いするべきですか。

(答)

- 中学生以下の子どもがいなくなり、支給対象となる子どもが全てなくなった方については、2、3月分の子ども手当を随時払することとなります。
- 子どもが中学校を卒業してもなお支給される方(下の子どもについて引き続き支給される方)については、中学校を卒業した子どもにかかる2、3月分の手当を含めて、6月の定期支払日に支払うこととなります。

問13 通知類について、支給日以降にどの口座に振り込まれたかを確認する問い合わせが多いため、認定通知書や支払通知書に振込金融機関名や支店名を表示する欄を自治体の判断で設けて記載し、通知しても差し支えないですか。

(答)

認定通知書や支払通知書については、市町村ごとに所要の変更や調整を加えることができますので、市町村のご判断でご照会のような取扱いとして差し支えありません。

問14 平成24年3月31日に地方公務員でなくなり、平成24年4月1日付で国家公務員に採用された方について、4月分の手当の支払はどこから支給することとなりますか。

(答)

- ご照会のようなケースについては、地方公務員辞職後15日以内に請求すれば、4月分は採用先の所属庁から支給する取扱いとします。
- なお、逆に3月31日付で国家公務員を辞職し、4月1日付で地方公務員に採用となった方や3月31日に地方公務員を辞職し、4月1日付で他の地方公共団体に地方公務員として採用となった方についても、同様の取扱いとします。

【所得制限】

問15 所得制限限度額は扶養親族等の数に応じて異なるとのことですが、扶養親族の具体的範囲はどうなりますか。また、いつの時点の扶養親族数等を数えることとなりますか。

併せて、市町村民税の年少扶養控除が廃止されたことに伴い、税情報で16歳未満

の扶養親族を特定することができなくなりますが、今後どのように把握すればよいですか。

(答)

- 法案では、所得制限限度額について「前年の所得（1月から5月までの月分の子どものための手当については、前々年の所得。）が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等子どもを除く。以下「扶養親族等」という。）並びに当該一般受給資格者の扶養親族等でない子どもで当該一般受給資格者が前年の12月31日で生計を維持していたものの有無及び数に応じて政令で定める額」としているところです。
- 「控除対象配偶者」とは、養育者の前年（または前々年）の所得についての課税所得合計金額の計算上で、實際上、配偶者控除の対象となった者をいいます。
- 「扶養親族」とは、養育者の前年（または前々年）の所得についての課税所得合計金額の計算上で、實際上、控除の対象となった者に加え、前年（または前々年）12月31日時点の16歳未満の税法上の扶養親族であった者も含まれます。
- 16歳未満の扶養親族にかかる年少扶養控除は廃止されることとなりますが、税法上、16歳未満の扶養親族についても申告等を行うこととなっており、従前と同様、課税情報から数は把握できるものと考えています。
- また「扶養親族等でない子ども」とは、養育者が前年（または前々年）12月31日時点で生計を維持していた親族又は里子ではない子どもをいいます。

問16 所得制限限度額以上となったことにより、平成24年6月分から手当が減額となる方については職権による額改定認定処分となり、その方に対して額改定通知を行う必要がありますか。また、その方が平成25年6月の現況届の審査では、逆に所得制限限度額未満と判定された場合の具体的処理はどのようになりますか。

(答)

- 所得制限限度額以上となったことにより、平成24年6月分から手当が減額となる方については、現況届に基づく減額の額改定認定処分を行い、額改定通知を行うこととなります。
- また、ご照会のケースのように、平成25年6月の現況届で逆に所得制限限度額未満となった方については、増額の額改定認定処分を行い、額改定通知を行うこととなります。

問17 離婚協議中で別居しており、「同居優先」により認定されている方については、所得制限導入に伴う所得確認は本人だけで足り、別居する配偶者の所得は確認しなくても差し支えないですか。

(答)

差し支えありません。

問18 税の未申告により課税台帳がない方については、所得がないものとして取り扱うこととなりますか。

(答)

- 所得状況の認定は、市町村民税の課税台帳をもととして行うものであり、ご照会の事例では、所得がないものとして差し支えありません。
- なお、その年(または前年)の1月1日でその市町村に住所を有しなかった場合は、前住所地の市町村からの所得証明書により確認し、これ以外の場合で、地方税法第294条第3項の規定により住所地の市町村で課税されず他の市町村で課税されるときは、その市町村から通知があるので、その市町村からの所得証明書により確認することとしてください。

問19 6月の現況届の審査で、受給者よりもその配偶者の前年所得が相当程度高いことなどにより、配偶者が受給資格者に該当するものと判断した場合、当該受給者については職権で消滅処分を行い、配偶者から新規に申請してもらうこととなりますか。その場合、配偶者の申請が遅れる懸念がありますが、支給開始月はどのように取り扱えばよいですか。

(答)

- 現況届の審査により、受給資格を有しないと認められる受給者については、支給事由消滅処分(5月31日をもって支給事由消滅)を行うとともに、当該受給者に対して支給事由消滅通知を行うこととなります。
- その際、新たに受給資格者となるべき方(配偶者等)については、5月中に請求を行わなくても、従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当を支給する取扱いとします。
- なお、受給者に対して現況届の提出を案内する際、子どもと生計を同じくする父母等のうち、前年所得の最多者が変わっている場合は受給資格者が変更となる場合があり、その際は新たな受給資格者が申請を行う必要がある旨をお知らせする方法も考えられます。

問20 母の連れ子について、母の配偶者が将来にわたり養子縁組をする意思がない場合は、母が受給資格者となり、母のみの所得の状況を確認すれば足りるでしょうか。

(答)

お見込みのとおりです。

問21 例えば父が海外に居住し、母が国内に居住している場合は、母が受給資格者になりますが、父の前年の所得を確認する必要はありますか。

(答)

ご照会のケースのように、申請時や現況届時に父が国内に住所を有していない場合は、父の前年の所得を確認する必要はありません。

問22 外国に居住していたことにより、前年に住民税の課税対象となっていなかった方については、所得なしと取り扱ってよいですか。

(答)

所得要件についての所得の額は、市町村民税に係る前年（または前々年）の所得の額を基礎としますので、ご照会のようなケースについては所得がないものとして差し支えありません。

問23 従前の児童手当では、所得の更正が行われた場合、さかのぼって所得要件の判定を行い、消滅処分や新たな認定処分を行うこととなっていました。が、「子どものための手当」での取扱いはどのようになりますか。

(答)

○ ご照会のケースについては以下のとおりとなります。

(1) 所得税法に係る更正又は決定により、所得額が限度額以上に至った場合

- ・ 既往にさかのぼって処分を取り消すとともに、新たな処分を職権で行う。
- ・ 既往にさかのぼって所得要件を満たさなかったものとして取り扱うこととなり、過払いとなる月分の手当について、今後を支払うべき手当の内払いとみなす調整や返還をさせることとなる。なお、相手方が偽りその他の不正の手段によって税の一部又は全部を免れたとき、例えば当該所得税に係る更正又は決定に伴って重加算税が課せられた場合などを除いては、既に支払った手当を法案の第14条に基づき徴収（強制徴収）することはできない。

(2) 所得税に係る更正により、所得額が限度額を下回ることとなった場合

- ・ 既往にさかのぼって処分を取り消すとともに、新たな処分を行う。
- ・ 既往にさかのぼって所得要件を満たしていたものとして取り扱われることとなり、未支払額がある月分の手当の支払を行う。

問24 父母指定者から申請があった場合、所得の状況は父母指定者自身の所得を確認すればよいですか。

(答)

父母指定者が受給者となる場合は、当該父母指定者自身の所得を確認することとなります。

【施設入所等子ども】

問25 施設等受給者についても6月の現況届の提出は必要ですか。

(答)

施設等受給者についても、毎年6月の現況届の提出が必要です。

問26 新たに支給対象となる児童福祉法第 27 条第 2 項の規定に基づき委託措置がとられて指定医療機関に入院している子どもはどのように把握すればよいですか。

(答)

- 児童福祉法に基づく指定医療機関への入院は委託を行う都道府県が把握していることから、6月の施行時は、都道府県から子どもの保護者の住所地の市町村に対して情報提供していただくことを考えています。
- 指定医療機関の所在する市町村は、指定医療機関からの認定請求書に措置決定通知書の写しを添付してもらい、当該通知書の写しにより確認していただくことを考えています。

問27 施設等受給者の現況届には、平成 23 年度特別措置法に基づく子ども手当の申請時に添付してもらった措置決定通知書の写しや契約書の写し等を改めて提出してもらう必要がありますか。

(答)

平成 23 年度特別措置法に基づく子ども手当の支給対象となっていた施設入所等子どもが当該施設等に引き続き在所している場合、申請時に添付してもらった措置決定通知書の写し等は改めて添付する必要はありません。

問28 施設入所等子どもが月末に入所した場合、月をまたいでも入所日の翌日から起算して 15 日以内に額改定請求等を行えば、入所日の翌月分から支給して差し支えないですか。

(答)

差し支えありません。

問29 平成 23 年度特別措置法に基づく子ども手当について、施設等受給者は子どもに贈与し、民法第 830 条第 1 項の規定による意思表示を行っていますが、「子どものための手当」については、改めて贈与及び意思表示を行う必要がありますか。

(答)

みなし認定を受けた施設等受給者が、平成 23 年度特別措置法に基づく子ども手当の支給対象となっている子どもに、当該子どもの分の子ども手当として今後支払を受ける分を含めた金銭を贈与するとして、平成 24 年度以降の手当と特に区別することなく包括的に贈与及び民法第 830 条第 1 項の規定による意思表示を行っていた場合には、改めて贈与及び当該意思表示をしないことも可能と考えます。

【未成年後見人】

問30 未成年後見人が法人である場合、子どもの数に応じて3歳以上小学校修了前の子どもにかかる支給月額が異なる取扱いとなるのでしょうか。

(答)

未成年後見人が法人である場合、3歳以上小学校修了前の子どもにかかる支給月額は一律10,000円となります。

【保育料の特別徴収】

問31 「子どものための手当」を支給する市町村と同一市町村に勤務する公務員を保育料の特別徴収の対象者とすることができるのですが（※H24.1.27Q & A問1）、具体的にどのような事務処理が想定されますか。また、公務員以外の方について特別徴収の対象とした場合は、公務員も必ず徴収対象にしなければいけませんか。

(答)

公務員を特別徴収の対象とするかは、各市町村の判断となります。対象とする場合、公務員以外の対象者と同様、特別徴収する旨、特別徴収する保育料の額等を予め対象者に通知することとなります。

問32 延長保育料や休日保育料については、「子どものための手当」からの特別徴収の対象とはなりませんか。

(答)

特別徴収できるのは、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収できる保育費用となるため、その他の費用である延長保育料や休日保育料については特別徴収の対象とはなりません。

（これらの費用については、来年度より、申出に基づいて子ども手当から徴収等ができる費用とする予定です。）

【申出による学校給食費等の徴収】

問33 現行の子ども手当からの学校給食費等の徴収について、申出を既にもらっている方について、来年度以降の「子どものための手当」からの徴収にあたり、改めて申出してもらった必要はありますか。

(答)

来年度以降の「子どものための手当」から申出に基づく徴収等を行う場合は、改めて申出書を提出していただくこととなります。

問34 「子どものための手当」からの学校給食費等の徴収については、当初申出があれば、

その後本人からの撤回がない限り、徴収し続けることができますか。それとも、年度ごとに改めて申出をしていただくなどの対応が必要ですか。

(答)

- 申出の有効期間については、法令で特段の定めを行う予定はありません。
- したがって、当初の申出に基づき、保護者が申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りの期間は、各支払期に支給される子どものための手当から徴収等を行うことは可能とする予定です。
- なお、保護者にとっては、予め徴収等の期間が明確にされていた方が申出を行いやすいと考えられるため、申出書に例えば「子どもが〇〇市立小学校に在籍している間」など、申出の有効な期間を明示することが適切と考えます。

問35 公務員について、申出による学校給食費等の徴収ができるのは、保育料の特別徴収と同様、支給市町村と同一市町村に勤務する公務員のみと解してよろしいですか。

(答)

お見込のとおりです。

【交付金】

問36 「子どものための手当」交付金に関する、地方公共団体での歳入歳出予算の科目はどうなりますか。

(答)

市町村及び都道府県で子どものための手当関係予算の科目を定められる場合の参考として、以下のとおり予定しております。なお、現在関係部局と調整中のため変更となることもあり得ますのでご留意願います。

○市町村における子どものための手当歳入歳出予算科目例(案)						
事 項	款	項	目	節	説 明	
歳 入	子どものための 手 当 〔 国庫支出金分 〕	国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	子どものための 手当国庫負担金	
	子どものための 手 当 〔 都道府県 負担金分 〕	都(道府県)支 出金	都(道府県)負 担金	民生費都(道府 県)負担金	子どものための 手当都(道府 県)負担金	
歳 出	子どものための 手 当 (職 員 分)	〔 それぞれの 費目に計上 〕	(同 左)	(同 左)	職員手当等	子どものための 手 当
	子どものための 手 当 〔 市町村 受給者分 〕	民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	扶 助 費	子どものための 手 当 費
○都道府県における子どものための手当歳出予算科目例(案)						
事 項	款	項	目	節	説 明	
歳 出	子どものための 手 当 (職 員 分)	〔 それぞれの 費目に計上 〕	(同 左)	(同 左)	職員手当等	子どものための 手 当
	子どものための 手 当 〔 市町村に 対する負担分 〕	民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	負担金、補助及 び交付金	子どものための 手 当 負 担 金

問37 「子どものための手当」に関する24年度当初の交付申請スケジュールはどうなりますか。

(答)

平成24年6月支給分については、「子ども手当交付金」(平成24年2、3月分)については3月20日までに電子データを提出、「子どものための手当交付金」(平成24年4、5月分)については4月下旬メドにWISHシステムへ入力していただくことを予定しています。

【その他】

問38 「子どものための手当」について、認定請求書等にて「子ども手当」の略称を使用して差し支えないですか。

(答)

手当名は正式名称により表記してください。

問39 市町村で定める事務処理規則の規定例は示されますか。

(答)

お示しする予定です。

問40 平成 24 年 7 月に外国人登録制度が廃止され、外国人についても住民基本台帳に登録されることとなりますが、外国人にかかる事務の取扱いについて変更がありますか。

(答)

ご指摘のとおり、外国人登録制度は平成 24 年 7 月 9 日をもって廃止され、外国人についても、住民基本台帳に記載されることとなります。

これに伴い、これまで外国人登録原票により確認していた住所や子どもの状況（続柄、生年月日等）は住民基本台帳により行う取扱いとする予定です。また、関係通知の改正も予定していますので、追って詳細はご案内します。

問41 住民基本台帳法第 7 条第 11 号の 2 による住民基本台帳への手当支給に係る記載事項について、法人である場合は記載不要の取扱いでよいですか。

(答)

お見込のとおりです。

問42 「子どものための手当」で寄附の仕組みはありますか。ある場合、公務員の受給者が寄附することはできますか。

(答)

市町村から子ども手当の支給を受けている当該市町村に勤務する公務員については、法案の第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該市町村に対して寄附することができます。